

# 薬物クリーンかながわ

No. 30

## 「違法ドラッグの怖さー特に脱法ハーブについてー」

神奈川県衛生研究所 理化学部長 中村 廣志

昨年より違法ドラッグの使用が原因と思われる救急搬送や自動車事故などが急増しており、神奈川県では死亡事故も発生しています。また、最近ではマスコミの関心も高まり、このような事件・事故に関する報道も増加しています。平成19年以降、指定薬物制度による法規制が実施されていますが、違法ドラッグは現在もインターネットや店舗で販売されています。巧みに法の網をすり抜けている違法ドラッグとはどのようなものなのか、なぜ取締まりが難しいのか、また、乱用防止に向けた法的規制や神奈川県の実施などについて、最近、使用に伴う事故が多発している脱法ハーブを中心に解説します。

### ＜違法ドラッグの種類＞

違法ドラッグとは、法律で定められた言葉ではありませんが、人が摂取すると、陶酔感・幻覚・興奮作用などを高めると称して販売されている製品のことで、現在流通している製品形態には、アロマリキッド(液体)、バスソルト(粉末)、ハーブ(乾燥植物片)などがあります。

このうち、ハーブ製品は、マスコミ等により“脱法ハーブ”などと呼ばれています。脱法ハーブは、その名のとおり、一見、乾燥した植物(葉、茎、花など)にしか見えません。外観上は、いかにも天然素材だけからなる製品というように見えます。しかし、その実態は、様々な植物に興奮作用や幻覚作用がある合成化学物質

を添加して作られています。そのため、脱法ハーブとは、大麻やケシ等のような精神作用を有する成分を持った新たな植物ではなく、植物の形態をとっているだけであり、違法ドラッグであることには変わりありません。写真のように、脱法ハーブの中身は野草茶の様な葉や、ハーブティーのような花卉です。

### ＜脱法ハーブの実態とその危険性＞

脱法ハーブは、“スパイス”、“K2”といった名称の製品が欧米で登場し、流行したことがその始まりです。その内容物は、大麻に含まれる幻覚成分であるテトラヒドカンナビノールに類似した合成化学物質(合成カンナビノイド)を乾燥植物片に添加したものです。日本では、平成21年ごろから同様の製品が見つかっています。

脱法ハーブに添加される化学物質には多くの種類がありますが、法律で所持や使用が規制されている麻薬や覚せい剤、または大麻の幻覚成分などに化学構造が似ており、これらの規制薬物と同じような精神毒性作用や精神依存性を持つものがほとんどです。流行当初は1種類の成分を含有する製品が多かったのですが、最近では数種類の成分を含有するものが多く、合成カンナビノイドだけではなく、覚せい剤に構造が似ているカチノン系の化学物質を含有しているものもあります。

脱法ハーブに添加されている合成カンナビノイドやカチノン系の化学物質の大半は新たに出現した化学物質であり、そのほとんどは人体に摂取された経験が全くない薬物です。従って、脱法ハーブなどのいわゆる違法ドラッグを使用することは、毒性が分からない物質の人体実験をしているということになります。実際に、これらの化学物質の中には精神依存性や精神毒性が極めて強い物質があり、新たに麻薬に指定された



写真 脱法ハーブ製品の内容物

ものもあり、とても危険なものです。

#### ＜脱法ハーブの取締りが難しい理由＞

平成 23 年ごろから、脱法ハーブを合法ハーブやお香と称して販売する店舗が急増しています。なかには自動販売機、カプセルトイ（一般にガチャガチャ、ガチャポンなどと呼ばれるもの）による販売まで出現しました。商店街など身近な場所でも販売され、パッケージもデザイン性が高く、警戒心を抱かせないようなかわいいものにするなど、脱法ハーブは未成年や 20 代の若者の好奇心をあおり、急速に浸透しています。

法律で所持や使用が規制されている覚せい剤、麻薬や大麻などの薬物には多くの種類がありますが、どれも法律で化学構造が規定されています。一方、脱法ハーブなどに添加されている化学物質は、法規制を逃れるために、規制薬物の化学構造を一部変えて合成されたものです。しかもやっかいなことに、このような化学物質は数千種類以上あると言われていて、今後も新たな化学物質が合成され、出現するものと思われる。

いわゆる違法ドラッグなどの乱用薬物をより迅速に規制するために、平成 19 年に薬事法が改正され、指定薬物制度による法規制が始まりました。この制度が発足した当初は販売店舗数が激減し、規制効果が上がったように見えたが、最近では再び店舗数も増加し、十分に規制効果を上げることができていません。法律でこのような乱用薬物を規制するためには、販売実態を把握し、場合によっては有害作用などの検証を行うことから、規制までには時間がかかってしまいます。そして、ある薬物が規制されると構造が似ている新たな薬物を添加し、その薬物が規制されるまでの間、業者は、“合法”と称して製品を販売し続けるという、いたちごっこが続いています。

また、脱法ハーブなどの薬物は、吸引したり、経口的に摂取するなどして、人体に使用されています。これらの製品が明らかに摂取を目的とした形態で販売されていれば、無承認無許可医薬品とみなされて取締りの対象となります。しかし、販売業者は、「人体に使用しないでくだ

さい」などといった注意表示を製品等に貼付しており、巧妙に法規制の対象から逃れています。

#### ＜今後の脱法ハーブ対策＞

国は平成 25 年 2 月、27 物質を新たに指定薬物として指定するため、パブリックコメントを開始しました。個別の指定としては過去最大の物質数です。さらに、既存の指定薬物と化学構造が似た物質をまとめて規制できる包括指定の省令が公布されました（同年 2 月 20 日）。

一方、最近では地方自治体独自の規制も行われています。東京都は 2005 年に国の法規制に先行するかたちで条例を制定し、知事指定薬物として、対象薬物を含む製品の製造・販売等を禁止しています。また、最近では、一部の府県でも独自の条例を制定し、規制を実施しています。

また、神奈川県では、知事を本部長とする県薬物乱用対策推進本部が、平成 24 年 6 月 13 日に販売店に対する指導の徹底など対策強化に乗り出す方針を決めました（平成 24 年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱）。実施要綱には、警察や行政、関連団体などの連携強化や、必要に応じて試買検査を実施し、含有成分を特定して新たな指定薬物や麻薬などにも迅速に対応することが盛り込まれました。また、薬物教育の一環として、脱法ハーブの危険性についての啓発活動を行っていくことが謳われています。

そして、神奈川県衛生研究所では、県内で販売されている違法ドラッグ製品について、毎年検査を実施するとともに、違法ドラッグに関係した講演なども実施しています。今後も関係機関と連携し、県民の皆様の安全・安心な生活に役立つよう努力してまいります。

#### ＜終わりに＞

脱法ハーブなどのいわゆる違法ドラッグは、法の網をすり抜けている“脱法”であり、“合法”ではありません。販売業者は、“指定薬物が入っていない＝合法＝安全”という誤ったイメージを流し、製品を販売しています。そのような情報にだまされず、人体に害を及ぼす危険な化学物質が混入されていることを理解することが、薬物汚染とそれによる健康被害を防止する上で重要と考えられます。

**＜演題＞「薬物事犯の取締状況」**  
**＜講師＞ 神奈川県警察本部 刑事部**  
**組織犯罪対策本部 薬物銃器対策課**  
**薬物捜査伝承官 志水 佳比古氏**  
**平成 24 年 5 月 17 日開催**  
**薬物乱用防止講演会内容から抜粋**

私は平成 23 年 3 月、42 年間の警察人生に幕を下ろしました。昭和 50 年横須賀警察署での薬物捜査をきっかけに、薬物の現場捜査一筋 36 年間やってまいりました。

薬物乱用問題というのは他人事のように感じますが、実はとてもとても身近な存在だと思います。男女の区別がない、年齢の区別がない、職業の区別がない、学歴の区別がない、出生した国の区別もない、人間であるならば必ず陥ってしまう可能性のある地球人類の存亡にかかわる犯罪が薬物犯罪だと認識しております。

警察の検挙も大事ですが、それ以上に一人でも多くの皆様方がこの薬物乱用という問題に関心を持っていただく、それが自分のこと、家族のこと、地域のこと、自分の職場の仲間のことと思って関心を持っていただき、地域一体となって薬物の乱用を防止する、そういうことが日本の国の中から薬物の乱用をなくすために、大事なことだと思います。

薬物に手を出さないようにするには、どうしたらよいのか。自分の周りには必ず心配してくれる人が誰かしらいます。悩み事は人に話すことによって自分の気持ちが楽になる。決して一人で悩んでいないで、自分の家族、親、兄弟、地域の人、学校の先生、仲間など誰かに悩み事を打ち明けることが一番大事だと思います。相談する人がいない人は、近くの交番の警察官や区役所の窓口などに相談してください。

悪に負けないしっかりとした法律と子供の頃からしっかりとした教育指導をすることで、薬物乱用、薬物犯罪もなくせるものと思います。

法律は、善良な国民を守るためのものですから、悪を罰し、正義を守るものであってほしいと思っております。皆様のご健康を祈念申し上げまして、講演を終わりたいと思います。

**平成 24 年中の薬物情勢**

神奈川県内の薬物事犯の検挙人員は1,064人で、そのうち、覚せい剤事犯の検挙人員は792人、大麻事犯の検挙人員は154人でした。これらは薬物事犯全体の約9割を占めています。

また、覚せい剤事犯は30歳から40歳代が529人と覚せい剤事犯の約7割を占め、大麻事犯は20歳代が72人と大麻事犯の約5割を占めています。覚せい剤事犯が増加、大麻事犯が減少しています。

検挙人員のうち暴力団関係者は約7割を占めています。

職業別では、無職が約4割、建築業等が約2割、会社員等が約2割を占めています。

押収量は、覚せい剤が減少、大麻が増加しています。

表1 県内の検挙者数（暫定値）  
（県警察本部資料）（人）

区 分	平成24年		平成23年	
	全体	うち20歳未満	全体	うち20歳未満
覚せい剤取締法	792	12	731	21
大麻取締法	154	9	195	17
麻薬及び向精神薬取締法等※	118	1	59	4
毒物及び劇物取締法	16	4	32	8
計	1,080	26	1,017	50

※麻薬特例法を含む。

表2 [覚せい剤取締法違反]

年齢別	人員	構成比 (%)
20歳未満	12	1.5
20～29歳	141	17.8
30～39歳	285	36.0
40～49歳	244	30.8
50歳以上	110	13.9

表3 [大麻取締法違反]

年齢別	人員	構成比 (%)
20歳未満	9	5.8
20～29歳	72	46.8
30～39歳	48	31.2
40～49歳	17	11.0
50歳以上	8	5.2

また、薬物乱用少年の検挙・補導人員は、全ての罪種で減少しています。

これは、学校等で行われている薬物乱用防止教室による薬物の正しい知識の普及が成果をあげているのではないかと推察されます。

## 薬物乱用防止「成人の日」街頭キャンペーン

本年1月14日の「成人の日」の式典会場付近である新横浜駅前、川崎市とどろきアリーナ、藤沢市民会館前の会場で、新成人を対象とした街頭キャンペーンを実施しました。

当日は記録的な大雪で、寒さで凍える中、これからを担うたくさんの新成人が、各会場で準備した啓発資材を快く受取っていただきました。

<「成人の日」街頭キャンペーンの様子>



新横浜駅前



川崎市とどろきアリーナ

## 国連支援募金の結果

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動は、国連薬物犯罪事務所を通じて、開発途上国の薬物乱用防止活動を行っているNGOのプロジェクトを援助しているほか、国内の啓発事業にも役立っています。

平成24年度の神奈川県における募金額は次のとおりでした。ありがとうございました。

募金額	1,473,704円
-----	------------

(平成24年12月15日締め)

## けしの見分け方等研修会のお知らせ

法で規制されている「けし」に関する研修会が本年も県主催により開催されます。

日時 平成25年4月12日(金)  
14:30~16:00  
場所 神奈川県総合医療会館2階会議室  
横浜市中区富士見町3-1  
内容 ①「けしの見分け方」  
独立行政法人 医薬基盤研究所  
薬用植物資源研究センター筑波研究部  
センター長 川原 信夫氏  
②「麻薬成分用簡易キットの使い方」  
県衛生研究所 理化学部職員

※ 参加を希望される方は、電話あるいはFAX等で当推進会議事務局までお知らせください。

## 平成25年度薬物乱用防止講演会

～開催案内

本年も薬物乱用防止講演会を横浜市、県と共催により開催します。

日時 平成25年5月16日(木)

13時15分~15時10分

場所 横浜市開港記念会館

横浜市中区本町1-6

内容 薬物乱用による身体への影響について  
神奈川県立精神医療センター

せりがや病院 精神科医

※ 参加を希望される方は、電話あるいはFAX等で当推進会議事務局までお申し込みください。

## 県薬務課からのお知らせ

・指定薬物の包括指定について  
違法ドラッグに対する抜本的な規制強化策として、指定薬物を包括指定する省令が平成25年2月20日に公布されました。

脱法ハーブに使用されることの多い合成カンナビノイドの多くが、今回の規制対象となり、772物質が含まれます。これらの物質を含んだ違法ドラッグの製造、輸入、販売・授与、販売・授与目的の貯蔵・陳列が禁止されます。

・ツイッターの開設について  
平成24年6月20日に薬務課の公式ツイッターを開設しております。

薬物に係わる様々な情報を発信しておりますので、情報収集のツールとしてご活用ください。

アカウント @kana\_yaku



## 薬物クリーンかながわ No.30

発行日 平成25年3月22日

発行者 会長 加藤 昇一

編集 薬物クリーンかながわ推進会議広報委員会

事務局 神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課内  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4972(直通)

FAX 045-201-9025